

神奈川県高校生等奨学給付金（通常給付・国公立）

授業料以外の教育費を支援する返還不要の給付金（申請必要）
生活保護（生業扶助）受給世帯・住民税所得割非課税世帯が対象

1 申請できる方 令和7年7月1日現在で次の要件のすべてを満たす世帯**(1) 保護者の方が神奈川県内に住所を有していること。**

- 神奈川県外在住の場合は、お住まいの都道府県へお問合せください。
- 都道府県によって申請期限が異なりますので、お早めに（できれば7月中旬に）ご確認ください。

(2) 生活保護（生業扶助）受給世帯または住民税所得割非課税世帯であること。

- 生活保護（生業扶助）受給世帯（以下「生活保護世帯」という。）の確認は、令和7年7月1日現在の生業扶助の措置状況で確認します。
- 住民税所得割非課税世帯（以下「非課税世帯」という。）の確認は、保護者全員の令和7年度の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額で確認します。

※ 海外赴任等で日本国内に住所を有しないため非課税である場合は対象外となります。

(3) 対象となる高校生等が高等学校等に在籍していること。

- 高校生等とは、就学支援金又は学び直し支援金の受給資格を有する生徒です。
- 高校生等が児童福祉施設（母子生活支援施設を除く。）に入所又は里親に養育されており、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は対象外となります。
- 高等学校等とは、高等学校（別科を除く。）、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものをいいます。

2 申請期間 令和7年7月1日（火）～令和7年12月15日（月）

- 書類審査がありますので、お早めにご提出ください。
- 高校生等を複数扶養している場合は、それぞれの高校生等について申請が必要です。

3 支給時期 申請月の2か月後の末頃を予定 （例）7月申請⇒9月末頃支給

- 申請が集中した場合は、支給時期が遅くなる場合があります。
- 非課税世帯の方で、個人番号（マイナンバー）を利用した収入状況確認を希望した場合、非課税証明書等を利用した場合よりも支給時期が更に2～3週間程度遅くなる可能性があります。

4 申請先

令和7年7月1日に在学する（していた）学校の事務室

- 7月2日以降に退学・転学等している場合でも、7月1日時点の在籍校に申請してください。

5 支給条件 授業料以外の教育費に係る費用に対して支給します

- 授業料以外の教育費に係る費用に対して支給しますので、この費用に未済がある場合は、奨学給付金給付額を未済額に充当します。

※ 授業料以外の教育費の例：教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、入学用品費、修学旅行積立金等

- 授業料以外の教育費に係る費用で未済がないことについて、学校長の確認が必要となります。

6 給付額 世帯区分及び在学する学校の課程により給付額が異なります 4ページの「対象者及び給付額確認シート」を参照してください。

- 対象となる高校生等1人あたりの給付額（年額）

世帯区分	全日制・定時制	通信制
生活保護世帯	32,300 円	
非課税世帯	143,700円	50,500 円

7 提出書類

申請前に申請内容の誤りがないかを確認してください。
不備があると、支給が遅くなる場合があります。

(1) 生活保護世帯・非課税世帯共通

①高校生等奨学給付金受給申請書

②振込先口座を確認できる書類（預貯金通帳等）

※ 振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別（普通口座又は貯蓄口座）、口座番号及び口座名義人（カナ）がわかる部分の通帳のコピー等を提出してください。

(2) 生活保護世帯の方

(1)の書類に加えて、令和7年7月1日現在、生業扶助（高等学校等就学費）を受けていることがわかる次の①②の証明書のうちいずれかを提出してください。

① 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による**生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書**（第2号様式）

※ 学校またはホームページから様式を入手し、福祉事務所で証明を受けてください。

② **生活保護受給証明書**

申請の対象となる高校生等について、令和7年7月1日現在、生業扶助が支給されていることが記載されている証明書を福祉事務所で発行してもらってください。

このお知らせを担当のケースワーカーに確認いただき、必要な書類の発行を依頼していただくと手続きが円滑に進みます。

(3) 非課税世帯の方

(1)の書類に加えて、次の書類を提出してください。

令和7年度の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が0円（非課税）であることが確認できる次のア～ウのいずれか（保護者全員分の提出が必要）

ア 令和7年度 市町村民税・県民税 非課税証明書の原本又はコピー

イ 令和7年度 市町村民税・県民税 特別徴収税額通知書の原本又はコピー

ウ 令和7年度 市町村民税・県民税 税額決定・納税通知書の原本又はコピー

- ◆ 就学支援金又は学び直し支援金の申請（届出）時にオンラインで申請している場合又は、紙での申請時に保護者全員の個人番号（マイナンバー）カードの写し等をご提出いただいている場合は、上記書類の提出を省略し、個人番号を利用して所得割額の確認を行うことが可能です。
- ◆ 詳しくは以下に記載の「非課税世帯の方で個人番号（マイナンバー）を利用される方へ」をご覧ください。

神奈川県外から転入された場合等、必要に応じて追加書類をお願いする場合があります。

非課税世帯の方で個人番号（マイナンバー）を利用される方へ

- ◆ 非課税世帯の方は、個人番号（マイナンバー）を利用することで、7(3)に記載の「令和7年度の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が0円（非課税）であることが確認できる書類」の提出を省略することができます。
- ◆ 個人番号（マイナンバー）を利用するためには、就学支援金又は学び直し支援金の申請（届出）時に、オンラインで申請している※¹か、紙での申請時に保護者全員の個人番号（マイナンバー）カードの写し等※²を提出する必要があります。
 - ※1 オンライン申請のうち、「自己情報（マイナポータル連携）により税額を登録」を選択した方は、7月中にe-Shienへログインし、マイナポータルから税情報を取得し、e-Shienへ再度登録する必要があります。
 - ※2 個人番号カードのコピー、個人番号通知カードのコピー、個人番号が記載された住民票の写し、個人番号が記載された住民票記載事項証明書の原本又はコピー等
- ◆ 個人番号（マイナンバー）をご利用いただいても税情報が取得できない場合があります。（税の申告を行っていない方など）
その場合は、改めて非課税証明書等をご提出いただきますのでご了承ください。

8 申請書(紙)での申請の場合の注意点

- 申請書裏面に「【4】誓約・委任欄」がありますので、内容を必ず確認していただき、署名してください。

高校生等奨学給付金（通常給付）対象者及び給付額確認シート

令和7年7月1日現在、保護者の方は神奈川県内にお住まいですか？

はい

いいえ

都道府県ごとに申請期間が異なりますので、早急にお住まいの都道府県にお問合せください。

令和7年7月1日現在、高校生等は学校に在籍していますか？

はい

いいえ

該当しません。

（休学又は7月2日以降の入学の場合はお問い合わせください。）

令和7年7月1日現在、高校生等は生活保護（生業扶助）を受けていますか？

はい

いいえ

保護者全員の令和7年度の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額は0円（非課税）ですか？

いいえ

該当しません。

はい

「生活保護世帯」の給付額です

国公立：32,300円

私立：52,600円

※ 保護者の方に令和7年度の住民税所得割が課税されている方がいる場合は対象外

「非課税世帯」の給付額です。

高校生等が7月1日時点で在籍している課程に応じて、給付額が異なります。

（国公立）

- ・全日制：143,700円
- ・定時制：143,700円
- ・通信制：50,500円

（私立）

- ・全日制：152,000円
- ・定時制：152,000円
- ・通信制：52,100円